

2020年4月28日

2020年度薬学研究科大学院生各位

慶應義塾大学大学院薬学研究科

大学院研究の継続方針について

今般の状況を踏まえた薬学研究科の方針として、

- ・大学院教育・研究の指導は継続し、従前と同等の教育効果を上げられるよう努める
- ・学位審査に対する評価が例年と比べて不利にならないよう、十分に留意することを決定しました。具体的な対処方針は以下の通りです。

1. 大学院研究の実施形式

施設閉鎖期間については、施設内での研究活動は最低限の活動のみとし、中断による研究進捗への影響が深刻である場合（学部長の了承を得た場合）以外は登学して研究活動は行わず、在宅で研究活動を行う。在宅での研究活動には、調査、文献の抄読、データ整理・解析、課題の実施、論文の執筆、研究進捗のオンラインセミナー、などが含まれる。教員との相談やミーティングは、メールあるいはビデオ会議などを活用し、継続する。なお、やむをえぬ事情で登学する必要がある場合は、事前登録など規定の手続きに従う。研究交流オフィスの利用は不可とする。

施設閉鎖が解除された後は、順次、研究室での活動を再開する。ただし再開後も入館および入室に一定の制限がかかる可能性は高い。研究交流オフィスは、マスク着用の上で使用可能とする。ディスカッション用のテーブルは使用しない。

2. 大学院講義の実施形式

2020年実施の大学院授業科目は通年科目に切り替え、修了年限までに規定数の講義履修が可能のように配慮する。授業支援システムを用いて授業の方法やスケジュール、評価方法などについて随時周知する。

3. 学位審査について

1) 薬科学専攻前期博士課程（修士）

2020年度、及び2021年度の学位審査会、学位判定会議において、実験、研究がキャンパス閉鎖期間中実施できなかったことは十分に配慮される。通常の研究活動に加え、在宅での研究活動にしっかり取り組んでほしい。

修士学位審査会は、予定通りに2021年2月に実施する予定である。

2) 薬科学専攻後期博士課程および薬学専攻博士課程

博士学位審査では、通常規定通りの博士審査申請・授与規定の要件を満たす必要がある。とくに査読つき英文原著論文1報の受理は博士学位取得の必要条件であり、在宅研究期間中も自己研鑽および研究論文発表に向けた作業にしっかり取り組んでほしい。

なお、博士学位審査会も予定通りに実施する予定である。

以上